

美浜の会ニュース

No. 156

2018. 12. 16

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

再稼働の前提条件は崩れている

- * 越畑地点の火山灰新知見で、設置変更許可は無効
- * 関電が12月中に県外中間貯蔵の候補地を示すのは困難に

運転中の大飯・高浜原発を止めよう

使用済燃料の原発サイト内乾式貯蔵反対！ パブコメ出そう (1月4日締切)

◆越畑地点の火山灰 (DNP) 新知見により、設置変更許可は無効

原子力規制委員会は11月21日、越畑地点の火山灰(大山生竹火山灰: DNP)の層厚は25cm、噴出量は12.2km³を新知見として確定した。鳥取県大山から越畑と同距離にある大飯・高浜・美浜原発は、それぞれ火山灰層厚10cm、噴出量5km³で設置変更の許可を受け、大飯3・4号と高浜3・4号は稼働している。新知見によって、既存の許可は前提が崩れ、無効となった(6頁)。

しかし規制委員会は、12月12日の委員会で「原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性がある」と認めながら、原発の運転停止は求めないことを決めた。原発の運転は、第一に設置変更許可に基づいて行われる。その許可が無効の状態でも運転継続することを認めたのだ。規制の根本を放棄した、運転最優先の決定を断じて許すことはできない。

その上で、関電に「報告聴取命令」を出し、来年(2019年)3月末までに、越畑地点等の7地点の火山灰層厚に基づくDNPの噴出規模を評価し、原発ごとに敷地での最大層厚を算定するよう求めた。その後に公開の場で審査し、遅くとも4月中に「規制上の対応の要否及びその内容について判断する」とした。これらは、原発を止めて実施すべきだ。

さらに、火山灰対策の保安規定の審査においても、現行の層厚10cmを前提にして審査を進めることを決めた。例えば、非常用ディーゼル発電機のフィルタ評価は、火山の噴出量・気中火山灰濃度によって変わるが、これも層厚10cmを前提とした火山灰濃度で審査を進め、認可しようとしている。しかし、層厚が25cmになれば、現在のフィルタは早期に目詰まりし、安全は確保できない(8頁)。

目次

- ▼運転中の大飯・高浜原発を止めよう・・・p1
- ▼原発敷地内の乾式キャスクに反対しよう・・・p4
- ▼越畑火山灰の新知見で許可の前提は崩れた・・・p6
- ▼非常用ディーゼル発電機のフィルタは目詰まりを起こし早期に停止する・・・p8
- ▼高浜町・おおい町の戸別訪問・・・p10
- ▼12月10日国相手の裁判報告・・・p11
- ▼六ヶ所再処理工場は立地不適(投稿)・・・p12
- ▼安定ヨウ素剤の事前配布を進めるオランダ・・・p14
- ▼本の紹介「除染と国家」・・・p15
- ▼止めよう！日立の英原発輸出(投稿)・・・p16

◆許可の前提条件が崩れているのに、原発の運転を止めない規制委員会

規制委員会の更田委員長は、許可の前提が崩れているのに原発を止めないことについて、委員会後の同日の定例記者会見で次のように述べている。「(火山灰と雪で) 負荷が建屋にかかると…このときに相当なマージンというか、余裕を置いているので、ひょっとすると、これは仮定の話ですけれども、層厚が有意に変わっても、既にとつてある保守性、マージンの中で吸収されてしまふかもしれない。その可能性もあります」と仮定の話まで持ち出し、「(大山が) 活火山でないことだけが理由では全くなくて、そもそもの許可の際に火山灰に対する備えを評価した際にも十分な安全裕度がとられていて、そういったことも考え合わせた上で即座の対処が必要でないと判断した」(議事録 16 頁)。超危険な原発で安全余裕をとるのは当然のことだ。余裕があるから止める必要がないとの姿勢は、福島原発事故の教訓を放棄したにも等しい。

さらに、火山灰対策の保安規定も 10cm で早々と認可することについては、「(設置変更) 許可が固まるまでとなると、工認も保安規定も設置変更許可を前提に、そこを出発点に議論するものですから、後ろが全く進まなくなってしまう」「火山灰に足を奪われて残りの部分が全部前へ進まなくていいですというのは、むしろリスクを高い状態に保とうとすることになってしまう」とまで述べて、再稼働最優先を力説しているが、運転を止めればリスクは下がる。

規制委員会は、自らが許可した設置変更にて全ての責任をもつのではないのか。越畑地点の火山灰 25cm で許可の前提が崩れたにも関わらず、この規制の大原則を放棄するなど、到底許されることではない。大飯・高浜原発の運転を停止して、設置変更許可と保安規定の審査をやり直すべきだ。越畑新知見の内容と規制委員会の無謀な姿勢を、自治体や多くの人々に知らせていこう。

◆原発サイト内での乾式貯蔵を推進する規制委員会 パブコメ締め切りは1月4日

原発を止めないために規制委員会が力を入れているもう一つの問題は、使用済燃料のサイト内乾式貯蔵(事実上、サイト内での中間貯蔵)の推進だ。もんじゅ廃炉に続き、フランスが高速炉アストリッド計画を中断するなか、核燃料サイクルは破綻し、使用済燃料が「核のゴミ」であることは誰の目にも明らかになっている。しかし、このゴミの保管場所を確保しなければ原発の運転は続かない。そのため、中間貯蔵やサイト内乾式貯蔵を推進する。

更田委員長は、使用済燃料プールで保管するより乾式キャスクの方が安全だと繰り返し発言している。しかし、貯蔵後の搬出先はなく、立地地元は核のゴミ捨て場になる。そもそも、乾式貯蔵で保管できるのは、プールで 10 年程度冷却した後の使用済燃料だ。乾式貯蔵を受け入れてもプールでの保管の必要性は変わらない。

規制委員会は、サイト内貯蔵を推進するために、乾式キャスクの審査ガイド等の規則案を 12 月 5 日にまとめ、パブコメ期間を来年 1 月 4 日までとした(4 頁)。貯蔵と輸送を兼用する「兼用キャスク」とは一体どのようなものか。関係規則案では、貯蔵期間や搬出先を明示することは何も要求していない。貯蔵期間はキャスクの「設計貯蔵期間」に依存するが、「使用済燃料を貯蔵すると想定する最大の期間」としているだけだ。搬出先の明記について何の規定もない。むつの中の中間貯蔵のように「建屋」や固定する設備も必要なく、サイト内で「転がしておくのが安全」(更田委員長)という。むつや関電の中間貯蔵施設計画にある「連続監視」も必要なく、「適切な頻度で監視」で十分。さらに、再稼働の適合性審査を受けていない原発サイトでの乾式キャスクは、「火山の立地評価は不要」とし、火砕流到達の危険性には目をつぶる。火山灰層厚については「個別の確認は不要」とし、火山灰がキャスクに降り積もって除熱機能が低下したり、キャスクの腐食

の影響は問題にしない。1月4日締め切りのパブコメで、乾式貯蔵反対の意見を出そう。

◆関電が12月中に中間貯蔵県外候補地を示すのは非常に困難になっている

大飯原発3・4号の再稼働にあたり、福井県の西川知事は、関電に対して今年（2018年）中に県外での中間貯蔵候補地を示すよう約束させ、関電はこれを了承した。しかし、11月後半の記者会見で関電社長は「言えることはない」と述べ、今年中に候補地を示すことは非常に困難とみなされている。大飯再稼働の条件が崩れれば、知事は、年明けには運転停止を求める必要がある。

関電が狙っていたむつ市の中間貯蔵施設への搬入については、11月28日のむつ市長へのインタビュー記事にあるように、受け入れるつもりはいっさいないと断言している。「関西電力からの受入れ要請も、また受け入れる意向も『いっさいない』と答えた。国がこの件に関与してきたとしても『民意も何もなしに、私が決めることはできない』『関西電力の名前が出ただけでも、ものすごい反発があった』」（11月28日朝日新聞青森版）。

もう一つの候補地とみられた、関電が土地の買い占め等を進めていた和歌山県白浜町日置川では、9月町議会冒頭に町長が「将来的に（電力）事業者などから申し入れがあったとしても協議をする考えはない」と表明し、それまでの「申し入れがあれば話を聞く」という姿勢を撤回した。「ゆたかな海・山・川を子どもや孫たちに残そう、日置川に核のゴミはいりません」を合言葉に住民団体が結成されたこと、和歌山県内や関西の運動と連携しての反対運動の結果である。

◆原発サイト内での乾式貯蔵推進に反対しよう

このように福井県外での中間貯蔵候補地探しが困難になる中、原発立地の首長たちは、夏以降「県内での乾式貯蔵も選択肢の一つ」と発言を繰り返している。このままでは、原発の使用済燃料プールが満杯になり、原発の運転ができなくなるという関電の危機感と、原発との「共生」を続けたい自治体の思惑からだ。約束の12月末が迫る中、高浜町長は11月30日の会見で、おおい町長は12月14日の町議会でその旨を表明し、そして任期満了の来年3月に引退を表明している美浜町長までが、12月4日の会見で「2004年の中間貯蔵誘致の決議は今でも生きている」と発言している。首長たちは「プール保管より乾式貯蔵が安全だと聞いている」とも述べ、発言の根拠にしている。これは、先に述べた規制委員会の動きが後押ししている。

サイト内での乾式貯蔵を受け入れれば、使用済燃料の搬出先はなく、永久的に核のゴミを受け入れることになる。むつ中間貯蔵に照らせば50年ほどの貯蔵後に搬出する建前だろうが、六ヶ所再処理工場の寿命は40年で搬出はできない。「第二再処理工場」はもんじゅ廃炉に伴って、影も形もなくなった。

避難計画を案ずる関西連絡会は、11月に高浜原発と大飯原発のそれぞれ最も原発に近い地域で戸別訪問をおこなった（10頁）。多くの住民が、50年間も保管すること、その先の搬出場所が決まっていないことは知らされていなかった。「子や孫の世代に核のゴミをこれ以上残したくない」「約束が守られないなら原発を止めるべき」とも話され、日置川の思いと共通していた。このような住民の思いを基盤にしながら運動を強めていこう。

大飯3・4号の再稼働条件であった、12月中に県外中間貯蔵候補地を示すという知事との約束を関電が果たせなければ、年明けに知事に対して、大飯原発の再稼働の承認を取り消すよう求め、運転を止めていこう。火山灰の新知見を適用し、大飯・高浜原発の運転を止めるよう求めていこう。福井と関西の運動は連携し、全国的な連帯で運動を進めよう。